

○財務省告示第三百十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
成十七年七月二十日に発行した割引短期国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一												
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	発行方法	発行額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	償還期限	償還金額												
割引短期国庫債券（第三百八十	国債整理基金特別会計法（明治	三十九年法律第六号）第五条第	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号。以下	適用を受けるといふ。〃の規定の	替機関は日本銀行とする。	日本銀行による借換えのための	引受け額で八千七百七十四億四	千万円	千万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	額の整数倍の金額によるものと	する。	平成十七年七月二十日	額面金額百円につき九十九円九	十銭七厘	平成十八年七月二十日	ただし、償還期が銀行休業日に	当たるときは、その翌営業日に	償還金を支払う。	額面金額百円につき百円

十 十  
三 二

払 場 元  
込 所 金  
期 支  
日 払

平 日  
成 本  
十 銀  
七 行  
年  
七  
月  
二  
十  
日